



2020年1月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ボ ミ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 義 一
(コード番号：4591 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 米 林 涉 司
TEL. 03-3440-3745

**第三者割当による第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を割当予定先として第三者割当により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本日公表しております「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」に記載のとおり、2018年6月13日に発行いたしました株式会社リボミック第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、2020年2月12日をもって償還することを決議しております。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2020年1月27日
(2) 発行新株予約権数	118,000個
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり金150円（総額17,700,000円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：11,800,000株（新株予約権1個につき100株） なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり 行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても 潜在株式数は、11,800,000株で一定です。
(5) 調達資金の額（新株予 約権の行使に際して 出資される財産の価 額）	5,659,900,000円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は479円です。 上限行使価額はありません。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>下限行使価額は 240 円です。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は本新株予約権の発行要項第 16 項第（3）号をご参照ください。）に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の 92%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	SMB C日興証券
(9) その他	<p>当社は、SMB C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生效后に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社と SMB C日興証券との間で、本ファシリティ契約を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間（本新株予約権の発行要項第 12 項に定める行使可能期間をいいます。以下同様です。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、次世代の医薬品と期待される核酸医薬^{※1}を中心に創薬事業を展開している、創薬プラットフォーム系バイオベンチャーであります。核酸医薬として、一本鎖の核酸がもつ造形力によって、疾患の原因となる標的タンパク質に結合し、標的タンパク質の働きを阻害あるいは調整する核酸（以下「アプタマー」といいます。）を創製することで、医療機関や患者様から求められている「Unmet Medical Needs（まだ有効な治療法が確立されておらず、医薬品の開発が強く望まれている治療分野の医療ニーズ）」の疾患に対する新薬の提供を目指しております。そのために、当社が独自に開発し

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

た、アプタマーを利用した医薬品開発（以下「アプタマー創薬」といいます。）のプラットフォーム技術である「RiboART システム^{※2} (Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System)」をベースとして、様々な疾患や創薬ターゲットに対する有効性が期待されるアプタマーを創製し、早期ライセンス・アウト^{※3}を前提とした「自社創薬」と、製薬企業との「共同研究」を二つの柱として事業を進めてまいりました。

最近では、上記二つの柱に加え、特に有望な自社創薬製品については、自社で臨床試験^{※4}を実施し POC^{※5} (Proof of Concept) を取得後、製薬会社へライセンス・アウトする事業展開を目指しております。これにより、プラットフォーム技術により医薬品の探索研究^{※6}を中心に行う企業から臨床開発により高い付加価値をつけた医薬品開発を行う企業として成長を促進し、価値向上に努めてまいります。このような中、臨床試験段階の開発を進めるにあたり、ベースとなる探索研究に加え、製剤化^{※7}のための更なる新規技術の導入・向上を図るため、今まで以上に資金調達必要性が増しております。

本件の資金調達は、当社が中長期的に成長するために、当社の化合物コード (RBM-XXX : 臨床開発やライセンス・アウトを目的とした最終候補品が確定した段階で付与) を付した既存パイプラインを継続的・重層的に拡大することを意図しております。具体的には、臨床試験段階における開発として、当社では、(1) RBM-007 を用いた医薬品開発に注力しております。また、これ以外にも非臨床試験段階^{※8}にあるパイプラインの開発を推進しており、中でも、(2) 心不全に対する新薬である RBM-003 と (3) 変形性関節症に対する新薬である RBM-010 の研究開発に注力しております。

(1) RBM-007 の臨床開発

線維芽細胞増殖因子 2 (Fibroblast Growth Factor 2 : FGF2) は、血管新生促進等の様々な生理作用を持つタンパク質であり、抗体を含め、優れた阻害剤の開発がほぼない状態でした。当社では、自社で創製した RBM-007 (FGF2 に結合し、その作用を阻害するアプタマー) を、自社での臨床開発のテーマに選び、開発を進めてまいりましたが、当社独自のアプタマー創薬技術により、過年度において FGF2 に結合しその作用を特異的に阻害するアプタマー RBM-007 の創製に成功いたしました。RBM-007 の対象疾患としては、既存薬の効果が一過的である加齢黄斑変性症と、有効な治療法がなく厚生労働省より難病指定を受けている軟骨無形成症を選択しております。

加齢黄斑変性症は、加齢に伴い網膜の黄斑部に障害がおこり、無治療の状態だと失明に至ることもある病気です。加齢黄斑変性症に対する治療薬が 10 年ほど前に開発され、その全世界市場規模は約 1 兆円 (Visiongain Ltd. (商品コード : 290418) 2017 年 7 月 17 日発行) ととても大きくなっており、すでに上市されている網膜での異常な血管 (健全な場合には存在しない) の新生を阻害する医薬品 (ルセンティス、アイリーアなどの VEGF (血管内皮増殖因子) 阻害薬) については、临床上二つの問題点が明らかになってきました。一点目は、既存薬 (VEGF 阻害薬) では効果が得られない患者が存在することであり、二点目は、有効とみられた患者も 2~3 年程度経過すると薬効が低下し、再び失明のリスクにさらされることです。一方で、RBM-007 は血管新生のみならず、失明の原因ともなる瘢痕形成を抑制する作用をもつことが明らかになりました。このような二重作用 (dual action) は既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供するものと期待しております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

そこで、次のステップとして、加齢黄斑変性症患者が多い米国では加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験での被験者の確保を比較的容易に行うことができると考え、当社は RBM-007 による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験（第 1 / 2 a 相試験）を米国で実施いたしました（試験略称名：SUSHI 試験）。本試験は、2019 年 7 月までに終了し、安全性と忍容性^{*9}に加え、薬理効果を示唆する結果（副次的評価項目）も確認することができました。

一方、軟骨無形成症は、四肢短縮による低身長を主な症状とし、新生児約 25,000 人に対して 1 人の発生率の希少疾患であります。当社は、RBM-007 存在下で、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られている軟骨無形成症患者由来の iPS 細胞（人工多能性幹細胞）において、その分化誘導が回復することを確認し、非臨床 POC^{*10} を獲得しております。

今後、自社での臨床開発の実施により臨床 POC が獲得されれば、新規治療法の確立に至る第一歩になるとともに、新薬候補品としての RBM-007 の価値が高まり、ライセンス収益の拡大及び将来に向けた発展に寄与するものと考えております。

軟骨無形成症については RBM-007 の 2021 年 3 月期中における独立行政法人・医薬品医療機器総合機構（PMDA）への治験計画届出とそれに続く臨床試験の実施に向けた体制の準備を進めております。このプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による創薬支援推進事業（希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業、2015 年度～2017 年度）として、さらに難治性疾患実用化研究事業（2018 年度～2020 年度）として支援を受けるとともに、治験計画届出のための準備を進め、当局との折衝も開始しております。

（2）RBM-003（心不全に対する新薬）の研究開発

RBM-003（心不全に対する新薬）は「キマーゼ（Chymase）」に対する阻害性アプタマーです。キマーゼは、肥満細胞が産生分泌するキモトリプシン様のタンパク質分解酵素で、血圧調節を始め、多様な生理活性に関与することが知られています。ハムスターを用いた冠動脈結紮による心筋梗塞急性期モデルにおいて、RBM-003 の投与は梗塞後のキマーゼ陽性肥満細胞の集積並びにキマーゼ活性を抑制し、顕著な心機能改善効果を示しました（非臨床 POC 確認、米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy Nucleic Acids」誌 2019 年 1 月号に掲載）。このため、今後の臨床開発を見据えた研究開発を加速するとともに、早期のアライアンスを実現したいと考えております。

（3）RBM-010（変形性関節症に対する新薬）の研究開発

RBM-010 は、変形性関節症の増悪因子の一つである ADAMTS5 (a disintegrin and metalloproteinase with thrombospondin motifs 5) の働きを抑制する作用があります。変形性関節症は、種々の原因により、膝や足の付け根、肘、肩等の関節に痛みや腫れ等の症状が生じ、その後関節の変形をきたす病気で、治療法としては痛みや腫れを和らげる薬の服用や関節置換術などの手術しかなく、根治する薬はありません。RBM-010（抗 ADAMTS5 アプタマー）はその根治療法に道を開く可能性があり、今後の高齢化に伴う需要が予測されています。このため、今後の臨床開発を見据えた研究開発を加速するとともに、早期のアライアンスを実現したいと考えております。

当社は、RBM-007 の加齢黄斑変性症と軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用等の調達を目的とし

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

て2018年5月に第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権（以下、「既存新株予約権等」と総称します。）を発行しておりましたが、加齢黄斑変性症を対象とした研究開発費用の調達の大半を完了したものの、軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用に係る調達については当初想定通りに行われない状況が続いておりました。また、RBM-007の進捗にあわせて、今後の臨床開発及びライセンス・アウトを遅滞なく進めるために、既存新株予約権等の発行時の資金使途に含めていなかった、加齢黄斑変性症の第3相試験等を実施するための薬剤合成費用、軟骨無形成症の第2a相試験を実施するための資金等が必要となりました。

上記背景より、当社は、本資金調達により調達する資金については、①RBM-007（加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症）の臨床開発費用（臨床開発のための薬剤合成費用を含む）、②RBM-003（心不全に対する新薬）の非臨床試験費用（薬理試験、安全性・毒性試験、薬剤合成等）、③RBM-010（変形性関節症に対する新薬）の非臨床試験費用（薬理試験、安全性・毒性試験、薬剤合成等）、④新規技術導入費用（製剤化技術開発・導入他）、⑤運転資金に充当する予定であります。当社は、本資金調達により資本増強を図るとともに、RBM-007（加齢黄斑変性症に対する新薬）だけでなく、これに続く薬剤RBM-007（軟骨無形成症に対する新薬）、RBM-003（心不全に対する新薬）、RBM-010（変形性関節症に対する新薬）の研究開発を推進し、臨床開発ステージにある薬剤を開発する会社としての地位をさらに確立してまいります。

今回の資金調達による具体的な資金使途につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。なお、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途【既存新株予約権等による資金調達等】」に記載のとおり、当社の既存新株予約権等の一部が残存しており、その転換価額及び行使価額は、当社普通株式の最近の株価よりも高いことから、事実上転換、行使が進行しない状況となっております。そのため、既存新株予約権等で予定していました調達額973百万円につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途【既存新株予約権等による資金調達等】」に記載のとおり、資金需要が発生した場合に機動的に資金調達を行うことができるように、本新株予約権によって調達することとしております。また、既存新株予約権等につきましては、本新株予約権の発行による資金調達の実施にあたり、既存新株予約権等による潜在株式による当社株式の希薄化を抑制するため、本日開催の取締役会において、2020年2月12日に残存する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部を繰上償還することを決議しております。詳細につきましては、本日公表しております「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当社が残存する第14回新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につき、既存新株予約権等の割当先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（以下「既存割当先」といいます。）による額面金額の110.0%での繰上償還請求が可能となる取扱いが既存割当先との間で締結した投資契約において定められていることから、残存する第14回新株予約権につきましては、その全部について、現時点での取得及び消却を見合わせることにしております。現時点において第14回新株予約権について決まった事項はなく、今後の株価推移や行使の状況を踏ま

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

え取扱いを判断してまいります。

- ※1： 核酸医薬とは、生命活動の基本情報を担うDNAやRNA（核酸）を素材とした医療用医薬品を指します。核酸医薬には、当社が手掛けるアプタマーの他に、アンチセンス、デコイオリゴ、siRNA、microRNA、mRNAなどがあります。近年核酸医薬品が次々と承認されており、その市場は大きく拡大することが予想されています。
- ※2： RiboARTシステムは、アプタマー創薬に関する総合的な技術や知識、経験等から成り、新薬シーズの創出に汎用的に応用できるプラットフォーム（創薬基盤）技術です。RiboARTシステムを用いることにより、疾患や標的タンパク質に限定されない様々な新薬を創製することが可能です。
- ※3： ライセンス・アウトとは、特許や開発中の製品に関する権利を他の会社に供与したり、譲渡したりすることを意味し、「導出」ともいいます。供与する権利の内容としては特許の実施権や使用权、さらにかかる特許によって保護されている製品の開発、及び製造・販売する権利などがあります。
- ※4： 臨床試験とは、ヒトで薬物の有効性と安全性を確認することを目的として行われる試験です。
- ※5： POCとは、ヒトでの臨床試験において意図した薬効と安全性を実証することをいいます。
- ※6： 探索研究とは、医薬品として有用性の高い新規アプタマーを探索・創出することを目的とした研究段階をいいます。
- ※7： 製剤化とは、生体内で薬剤の効果を十分に発現するとともに、安全性を確保するに適した形態にすることをいいます。
- ※8： 非臨床試験とは、ヒトでの臨床試験実施前に行う試験で、主に動物を用いて薬物の毒性や動態、薬効の確認を行う試験をいいます。
- ※9： 忍容性とは、薬を患者に投与した際に現れる副作用の程度をいいます。
- ※10： 非臨床POCとは、非臨床試験段階で実施する、疾患モデル動物試験で、意図した薬効を確認することをいいます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。）を第三者割当の方法によって割り当て、SMBC日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC日興証券

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること（以下「行使停止指定条項」といいます。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

① SMB C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

SMB C日興証券は、行使可能期間中、下記②記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、SMB C日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

② 当社による行使停止要請通知（行使停止指定条項）

SMB C日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知（以下に定義します。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

- 当社は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、行使可能期間の間の任意の期間を指定することができます。
- 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日まで（行使可能期間の初日を行使停止期間の開始日に設定する場合には、本ファシリティ契約の締結日）に、SMB C日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- 当社は、SMB C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）を1取引日以上前の日までに行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、2023年1月27日に、その時点でSMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、SMB C日興証券から請求があった場合には、当社は、SMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び事業環境の変化に対応するため財務健全性の向上が可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

そのような状況の中、SMB C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約の提案を受け、資金調達金額や時期を当社が相当程度コントロールすることにより、急激な希薄化を回避するとともに、既存株主の利益に配慮しつつ株価動向に合わせた資本調達が可能となる、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行が、現時点における最良の選択であると判断しました（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数 160,933 個（2019年9月30日現在）に対して73.32%の希薄化が生じます。）。

本ファシリティ契約は、上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は11,800,000株で一定であることから、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら強固な財務基盤を構築し、事業環境の変化に対応するための財務柔軟性の更なる確保を図ることが可能であると考えられます。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMB C日興証券からの上記の提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i) SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii)行使停止指定条項により、当社は、当社の判断によりSMB C日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、SMB C日興証券は本新株予約権の行使ができませんこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は11,800,000株で一定であるため、株価動向によ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

らず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数 160,933 個（2019 年 9 月 30 日現在）に対する希薄化率は 73.32%）されています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式 1 株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を 240 円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額）に設定しました。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMBC日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、(iii) SMBC日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、又は(iv)2023 年 1 月 27 日のいずれか先に到来する日までの間、SMBC日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使若しくは取得条項の発動によるもの、又は資本業務提携（ライセンス導出入や共同研究・開発等の業務提携等を含む。）に関連するものを除きます。）を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMBC日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、当社が、2023 年 1 月 27 日に、その時点で SMBC日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負うことを合意する予定です。

⑤ 譲渡制限

当社の書面による事前の同意がない限り、SMBC日興証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項第 14 項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

社は、取得した本新株予約権を消却します。

⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(オ)のようなデメリットがあります。

- (ア) 本新株予約権による資金調達は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、上記「1. 募集の概要(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ) 本新株予約権は、上記「1. 募集の概要(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMB C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1. 募集の概要(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ) 本新株予約権の発行による資金調達は、SMB C日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。
- (エ) 本ファシリティ契約において、SMB C日興証券は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が予定どおりに達成されない可能性があります。また、当社は、2023年1月27日に、その時点でSMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。
- (オ) 本新株予約権の行使による希薄化が限定された場合においても、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」といいます。)は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。
- ⑤ 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑥ 借入及び社債等により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本を拡充させ強固な財務基盤を構築することで、事業環境の変化に対応するための財務健全性をより一層向上させるという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	5,669,900,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	17,700,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	5,652,200,000 円
・ 発行諸費用の概算額	10,000,000 円
・ 差引手取概算額	5,659,900,000 円

- (注) 1. 上記本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① RBM-007 の加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用（臨床開発のための薬剤合成費用を含む）	1,875	2020年1月～2023年3月
② RBM-003 の心不全を対象とした非臨床試験費用	1,148	2020年1月～2023年3月
③ RBM-010 の変形性関節症を対象とした非臨床試験費用	1,138	2020年1月～2023年3月
④ 新規技術開発費用（製剤化技術開発・導入他）	1,080	2020年1月～2023年3月
⑤ 運転資金	418	2020年1月～2023年3月
合計	5,659	—

- (注) 1. 資金を使用する優先順位としましては、①～⑤の順に充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
2. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、⑤の支出予定時期を2024年3月まで延長し、上記資金使途に追加充当する予定です。
3. 調達金額について、下記①乃至⑤の個別項目にて記載している各期毎の充当予定金額は、百万円未満の端数切り捨てで記載しております。他方、上記表中①乃至⑤の合計金額は、各①乃至⑤の個別項目に係る各期毎の充当予定金額（百万円未満の端数切り捨て前）の合計金額を算出し、当該合計金額の百万円未満の端数切り捨てで記載しております。

本資金調達は、当社が中長期的に成長するために、既存パイプラインを継続的、重層的に拡大することを意図しております。

① RBM-007 の加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用（臨床開発のための薬剤合成費用を含む）

線維芽細胞増殖因子 2 (Fibroblast Growth Factor 2 : FGF2) は、様々な臓器や器官の形成や再生、並びにそれらの正常な機能を維持する上で大切な役目を果たすタンパク質です。しかし、過剰生産されると、正常な機能維持に不都合が生じる可能性があるとして学術論文で示唆されております。当社では、FGF2 の役割を明らかにする目的で、FGF2 に対する阻害性アプタマー (RBM-007) の創製することに成功し、RBM-007 が加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症に対する新規治療薬となりうることを明らかにしました。

無治療の状態だと失明に至ることもある加齢黄斑変性症は、すでに治療薬が上市されておりますが、既存薬では効果が得られない患者が存在することや、有効とみられた患者も効果が一時的であり再び

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

失明のリスクにさらされること等、臨床上的問題点が明らかになっております。

また、四肢短縮による低身長(成人男性では身長が約 130cm、成人女性では身長が約 125cm に留まる)を主な症状とし、新生児約 25,000 人に対して 1 人の発生率の希少疾患である軟骨無形成症については、有効な治療薬が存在せず、新規な薬剤の開発が求められております。

このため当社では、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした自社での臨床試験を実施し、RBM-007 の製品価値を高めることで、創薬プラットフォーム系バイオベンチャーとしての価値向上を目指しております。

当社は RBM-007 による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験を米国で実施いたしました。本試験では、2019 年 7 月までに第 1/2 a 相試験を終了し、安全性と忍容性に加え、薬理効果を示唆する結果(副次的評価項目)も確認することができました。RBM-007 の 1 回の投与によって十分な視力変化は観察されませんでした。また、薬効評価の目安となる網膜の腫れについて、正常レベルにまで回復する結果が得られました。この結果を受けて、RBM-007 の複数回投与による臨床 POC 確認を目的とした第 2 相試験の準備を進め、米国 FDA に対して治験修正届出(IND Amendment)を提出し、治験審査委員会^{*1}(IRB)で審査が完了いたしました。これを受け、2019 年 12 月より、第 2 相試験を開始しております。

また、RBM-007 は、軟骨無形成症において非臨床 POC を獲得しておりますが、今後、自社での臨床開発の実施により臨床 POC の獲得を目指しております。現在、本アプタマーの 2021 年 3 月期中における独立行政法人・医薬品医療機器総合機構(PMDA)への治験計画届出とそれに続く臨床試験の実施に向けた体制の準備を進めております。今後の軟骨無形成症の臨床試験ではまず、成人の健常人を対象に治験薬の安全性や体内動態の確認を行う第 1 相試験を実施し、治験薬の安全性や体内動態を確認したうえで、少数の小児患者を対象に治験薬の有効性の確認を行う第 2 a 相試験を実施いたします。直近において、非臨床試験データが第 1 相試験を実施するための条件を充足しているかどうかの見解を求めため、PMDA との対面助言を実施いたしました。その結果、非臨床試験データの充足性が PMDA により確認されたので、今後速やかに準備を進め、2021 年 3 月期中に第 1 相試験を開始する予定です。

RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした第 2 相試験での臨床開発費用及び第 3 相試験等を実施するための薬剤合成費用、RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした第 1 相試験及び第 2 a 相試験での臨床開発費用への具体的な金額及び充当期は、2020 年 3 月期に 163 百万円、2021 年 3 月期に 810 百万円、2022 年 3 月期に 581 百万円、2023 年 3 月期に 320 百万円の充当を予定しております。

② RBM-003 の心不全を対象とした非臨床試験費用

RBM-003 は、「キマーゼ (Chymase)」に対する阻害性アプタマーです。キマーゼは、タンパク質分解酵素の一種で、血圧調節を始め、多様な生理活性に関与することが知られております。手術や炎症に伴う傷害を受けた部位では、肥満細胞からキマーゼが放出され、これが活性化されることに起因し、組織の線維化や心機能の障害が始まると考えられています。そのため、RBM-003 は、臓器線維症や心不全に対する医薬品となる可能性を有しています。

RBM-003 の競合品として、バイエル社(独)が開発した低分子のキマーゼ阻害剤を用いた、慢性心不全に対する臨床試験が第 2 相まで実施されていましたが、最近開発の中止が報告されております。当社の RBM-003 はバイエル社のキマーゼ阻害剤に比較して、強い酵素阻害活性をもつことが確認されて

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

おり、即効性の注射薬の開発を目指し、今後の研究開発を加速させてまいります。

大阪医科大学との共同研究において、心筋梗塞を引き起こしたハムスター（冠動脈結紮による心筋梗塞急性期モデル）を用いた試験において、本アプタマーの投与は梗塞後のキマーゼ陽性肥満細胞の集積並びにキマーゼ活性を抑制し、顕著な心機能改善効果を示しました（非臨床 POC 確認）。アプタマー投与は、冠動脈結紮を行った実験動物（ハムスター）の生存率を著しく改善いたしました。大阪医科大学との共同研究を加速させ、RBM-007 に次ぐ重点開発プログラムと位置づけて、開発フェーズの進展を目指してまいります。本資金調達において必要とする、RBM-003 の心不全を対象とした非臨床試験費用への具体的な金額及び充当期は、2020 年 3 月期に 45 百万円、2021 年 3 月期に 318 百万円、2022 年 3 月期に 380 百万円、2023 年 3 月期に 405 百万円の充当を予定しております。

③ RBM-010 の変形性関節症を対象とした非臨床試験費用

RBM-010 は、変形性関節症の増悪因子の一つである ADAMTS5 (a disintegrin and metalloproteinase with thrombospondin motifs 5) の働きを抑制する作用があります。変形性関節症は、種々の原因により、膝や足の付け根、肘、肩等の関節に痛みや腫れ等の症状が生じ、その後関節の変形をきたす病気です。現在、治療法としては痛みや腫れを和らげる薬の服用や関節置換術などの手術しかなく、根治する薬はありませんが、RBM-010（抗 ADAMTS5 アプタマー）はその根治療法に道を開く可能性があります。世界には、変形性関節症の患者が約 2 億 4,000 万人以上と推定されており、今後高齢化にともないさらに増加が予測されています。

RBM-010（抗 ADAMTS5 アプタマー、変形性関節症等）についても、RBM-003（抗キマーゼアプタマー、心不全等）と同様に、重点開発プログラムと位置づけて、非臨床試験段階から臨床段階へ進展させていく方針です。RBM-010 の変形性関節症を対象とした非臨床試験費用への具体的な金額及び充当期は、2020 年 3 月期に 23 百万円、2021 年 3 月期に 188 百万円、2022 年 3 月期に 576 百万円、2023 年 3 月期に 350 百万円の充当を予定しております。

④ 新規技術開発費用（製剤化技術開発・導入他）

最近では、自社で臨床試験を実施し POC（Proof of Concept）を取得後、製薬会社へライセンス・アウトする事業展開も精力的に行っており、今後は臨床段階での研究開発にも注力していくことから、各薬剤に応じた製剤化技術を含む新規技術開発が必要になるとともに、今まで以上に製剤化に対するコストの増加が見込まれます。また、シーズ段階の研究開発においては、アカデミア等との共同研究も展開していく予定です。新規技術開発費用（製剤化技術開発・導入他）への具体的な金額及び充当期は、2020 年 3 月期に 12 百万円、2021 年 3 月期に 320 百万円、2022 年 3 月期に 309 百万円、2023 年 3 月期に 437 百万円の充当を予定しております。

⑤ 運転資金

経常的な一般管理費用（支払家賃、支払報酬、支払手数料等）として、運転資金が発生しております。運転資金への具体的な金額及び充当期は、2020 年 3 月期に 118 百万円、2021 年 3 月期に 100 百万円、2022 年 3 月期に 100 百万円、2023 年 3 月期に 100 百万円の充当を予定しております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

※1： 治験審査委員会は、治験を依頼した製薬会社や治験を実施する医師等とは独立した第三者的な機関として設置されています。治験を計画通りに実施することができるか、参加患者及び健常ボランティアに不利益が発生しないか等を事前に取り決めた手順書に従って、治験を開始する前に確認しています。また、治験実施中に、治験が正しく実施されているか確認したり、安全性に問題がないかを評価し、治験を継続すべきか判断したりする役割を担っています。

【既存新株予約権等による資金調達等】

・ 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の発行

払 込 期 日	2018年6月13日
発行時における調達予定資金の額	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債：1,000百万円 第14回新株予約権：1,001百万円
発行時における当初の資金使途	①RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費用(第1/2a 相試験実施費用の一部、第2b 相試験実施費用) ②RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用及び臨床開発費用(第1相試験実施費用の一部及び第2a 相試験実施のための原薬製造費用の一部) ③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開
現時点における行使状況 (金額は発行諸費用等を含まず)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債：800百万円 第14回新株予約権：372,700株(228百万円)
発行時における支出予定時期	①(第1/2a 相試験実施費用の一部)2018年6月～2019年12月、(第2b 相試験実施費用)2019年6月～2021年12月 ②2018年7月～2021年3月 ③2018年6月～2021年12月
発行時における当初の具体的な資金使途の充当予定額	①1,369.8百万円 ②431.8百万円 ③180百万円
現時点における充当状況	①加齢黄斑変性症を第1/2a 相試験実施費用については99.8百万円を予定しておりましたが、当初想定額を下回ったため本調達資金は本試験に充当しておりません。第2b 相試験実施費用については68,806千円を充当しており、今後684,369千円を充当予定です。 ②軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用については150,000千円を予定しておりましたが、小児を対象とした試験のため治験計画届出準備を入念に実施したことにより193,908千円を充当しており、臨床開発費用には充当しておりません。 ③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開については67,365千円を充当しております。

なお、既存新株予約権等については、本日現在転換又は行使は完了しておらず、当社は、より確実にRBM-007の臨床開発のための資金を調達すべく、本日開催の取締役会において、既存の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については繰上償還を行うことを決議しました。他方、第14回新株予約権については、行使価額と実勢価額が乖離した状況が続いているところ、既存割当先との間で締結

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

した投資契約において、当社が残存する第14回新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につき、既存割当先による額面金額の110.0%での繰上償還請求が可能となる取扱いが定められております。そのため、当該取扱いを含め既存割当先と協議を続けておりましたが、残存する第14回新株予約権の全部につきまして、現時点での取得及び消却を見合わせる事としております。現時点において第14回新株予約権について決まった事項はなく、今後の株価推移や行使の状況を踏まえ取扱いを判断してまいります。

上記本新株予約権に係る資金使途のうち、RBM-007の臨床開発費用と新規技術開発費用（製剤化技術開発・導入他）は、既存新株予約権等において予定した調達する資金使途の未充当部分と一部重複することになります。そのため、もし第1回無担保転換社債型新株予約権付社債が2020年1月10日から2020年2月10日までの期間に転換され、又は未行使の第14回新株予約権がその残存期間中に行使された場合には、本新株予約権に係る資金使途のうち、既存新株予約権等の転換又は行使により充当された本新株予約権に係る使途部分に関しては、運転資金に充当する予定であり、その場合は適切に開示を行う予定です。なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金は当初発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債で調達した未充当の200百万円を原資に返済する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の150円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利率、及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断しました。また、当社の監査役3名全員（いずれの監査役も社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の判断について、法令に違反する重大な事実
は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式 11,800,000 株に係る議決権の数は 118,000 個であり、当社の発行済株式総数 16,097,284 株(2019年9月30日現在)に対して 73.30%、当社の総議決権数 160,933 個(2019年9月30日現在)に対して 73.32%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権による資金調達、当社が中長期的に成長するために、RBM-007(加齢黄斑変性症に対する新薬)だけでなく、これに続く薬剤 RBM-007(軟骨無形成症に対する新薬)、RBM-003(心不全に対する新薬)、RBM-010(変形性関節症に対する新薬)の研究開発を推進させ、既存パイプラインの開発を継続的、重層的に拡大することに加え、自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性の更なる確保を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間(2017年1月から2019年12月まで)の1日当たりの平均出来高は 226,653 株であり、直近6か月間(2019年7月から2019年12月まで)の同出来高においても、242,227 株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数 11,800,000 株を行使期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約 16,076 株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。加えて、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本新株予約権の第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、第三者委員会を設置しました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「10. 企業行動規範上の手続き」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明しました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名	称	SMBC日興証券株式会社	
(2) 所	在	地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 清水 喜彦		
(4) 事業内容	金融商品取引業等		

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) 資 本 金	100 億円		
(6) 設 立 年 月 日	2009 年 6 月 15 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	200,001 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	10,310 人 (2019 年 9 月 30 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行		
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当該会社が当社の株式 44,300 株 (2019 年 12 月 31 日現在。2019 年 9 月 30 日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.28%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 (単 位 : 百 万 円 。 特 記 し て い る も の を 除 き ま す 。)			
決 算 期	2017 年 3 月 期	2018 年 3 月 期	2019 年 3 月 期
連 結 純 資 産	544,248	818,734	831,277
連 結 総 資 産	11,687,428	10,681,280	10,917,612
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	2,720,471.28	4,092,913.65	4,149,532.59
連 結 営 業 収 益	361,232	397,405	369,525
連 結 営 業 利 益	75,804	89,690	42,743
連 結 経 常 利 益	80,064	94,982	48,456
親会社株主に帰属する当期純利益	46,943	63,705	33,310
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	234,714.53	318,525.22	166,551.27
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	1,059,145	86,600	42,100

(注) S M B C 日 興 証 券 は、東 京 証 券 取 引 所 の 取 引 参 加 者 で あ る た め、東 京 証 券 取 引 所 に 対 し て は 反 社 会 的 勢 力 に 該 当 し な い こ と に 関 す る 確 認 書 の 提 出 は し て い ま せ ン。

ご 注 意 : こ の 文 書 は 当 社 が 本 新 株 予 約 権 の 発 行 に 関 し て 一 般 に 公 表 す る た め の 記 者 発 表 文 で あ り、投 資 勧 誘 を 目 的 と し て 作 成 さ れ た も の で は あ り ま せ ン。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は複数の金融機関等に資金調達に関する提案を要請しておりましたが、このうちSMB C日興証券より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、当社の必要とする調達額を充足しつつ既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化を抑制するとともに、本資金調達の目的及び中期的な経営目標の達成に向けて、財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、SMB C日興証券が上記「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、同「(1) 割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMB C日興証券への割当を決定しました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、SMB C日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明を受けております。加えて、当社は、SMB C日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社とSMB C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容(SMB C日興証券が本新株予約権を転売する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、制限超過行使を制限する内容を約する旨を含みます。)を定める予定です。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMB C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2020年3月期第2四半期決算短信に記載されている2019年9月30日現在の連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるSMB C日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMB C日興証券は中村義一氏との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定であります。現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年9月30日現在)	
大塚製薬株式会社	24.85%
全薬工業株式会社	6.37%
中村 義一	3.53%
佐々木 桂一	3.07%
藤本製薬株式会社	1.86%
中村 恵美子	1.78%
中村 陽子	1.24%
吉村 光司	1.12%
河上 弘	1.01%
岩井化学薬品株式会社	0.99%

(注) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は11,800,000株、権利行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、42.30%となります(2019年9月30日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。)

9. 今後の見通し

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第三者割当による本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的におよぶものであり、当期（2020年3月期）の業績に与える影響は軽微であります。

なお、今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することとしました。

このため、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、社外取締役森俊介氏及び社外監査役藤井素彦氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年1月9日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

本第三者割当について必要性及び相当性が認められると考えます。

2 理由

（1）必要性

発行会社の説明によれば、発行会社は、その主要事業において、発行会社創薬製品の研究開発を継続し、それらについて臨床試験を実施し、POC（Proof of Concept）を取得した後、製薬会社へライセンス・アウトする事業展開を目指しているとのこと。その目標を達成するために、発行会社において、発行会社創薬製品のうち特に有望なものについて、臨床試験を実施すると同時に、探索研究に加え、製剤化のための新規技術の導入・向上を図ることが不可欠であり、そのために資金調達の必要性が増大しているとのこと。具体的な製品としては、既に臨床試験段階にあるRBM-007に加えて、非臨床試験段階にあるRBM-003及びRBM-010について、それらの研究開発のために資金調達の必要性

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が高いということです。必要な資金合計額は約 56 億円であり、その具体的な内訳は以下のとおりのことです。

- | | | |
|---|---|---------|
| ① | RBM-007 の加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用
(臨床開発のための薬剤合成費用を含む) : | 約 19 億円 |
| ② | RBM-003 の心不全を対象とした非臨床試験費用 : | 約 11 億円 |
| ③ | RBM-010 の変形性関節症を対象とした非臨床試験費用 : | 約 11 億円 |
| ④ | 新規技術開発費用 (製剤化技術開発・導入他) : | 約 11 億円 |
| ⑤ | 運転資金 : | 約 4 億円 |

第三者委員会としては、上記①乃至⑤の項目のために資金調達の実必要性があることを理解し、各項目における金額についても、発行会社による説明資料を検討した上で、特に不合理な点を見出しておりません。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

発行会社の説明によれば、発行会社は、他の資金調達手段として、①借入・社債による資金調達、②公募増資による新株発行、③第三者割当による新株発行、④株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債、⑤ファシリティ契約を伴わない新株予約権、⑥新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)を検討した上で、本第三者割当による資金調達を選択したとのことです。第三者委員会としても、財務健全性の観点からは借入や社債といったデットによる資金調達手段は有効な選択肢とは言えず、希薄化という既存株主が被る不利益を考慮すると公募増資や第三者割当により新株を発行することも選択肢として妥当ではなく、ライツ・イシューについてもコミットメント型は日本における実績がないことから実務的には現実的な選択肢にはならず、ノン・コミットメント型も資金調達の確実性という見地から発行会社にとって好ましい選択肢ではないという点について賛同できます。また本第三者割当では、ファシリティ契約の締結を伴っており、同契約では発行会社においてSMB C日興証券による新株予約権行使をある程度コントロールできるようになっていることから、発行会社において資金調達の確実性と既存株主に与える影響の大きさの双方に配慮しながら資金調達できる建付けになっていると評価できます。したがって、第三者委員会としては、他の資金調達手段との比較という観点から本第三者割当について相当性を見出しております。

(イ) 割当先について

割当先であるSMB C日興証券について、日本の証券会社として金融商品取引業としての事業実績が十分にあって資金も十分に存在すると認められることから、第三者委員会としては特に問題を見出しておりません。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本第三者割当の発行価格の合理性を検討するため、株式会社赤坂国際会計が作成した評価書をレビューし、同社の山本頭三会計士に評価方法について質疑応答を行うことで評価額の当否を検討しました。その結果、評価額に至る評価プロセスについて特に不合理な点を見出しておりません。そして本第三者割当の発行価格は評価額と同額であることから、発行価格について相当であると結論づけております。その他の発行条件について、第三者委員会としては、発行会社と割当先と

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の間の「第15回新株予約権買取契約証書」と「ファシリティ契約書」のドラフトを検討し、それらの契約書の交渉において外部の法律事務所が発行会社を十分に代理しており、当該法律事務所からも特に問題はない旨のコメントを得ているということも鑑みて、特に不合理な点はないと評価しております。

(エ) 希薄化について

第三者委員会としては、発行会社の事業内容に照らして、発行会社の主力製品として既に臨床試験段階にあるRBM-007の研究開発を継続することや、それに次ぐ有望な製品としてRBM-003及びRBM-010について臨床試験段階への移行を目指すことは発行会社にとって本質的に重要であると理解します。仮に今般の資金調達をしないとすると、それらの事業活動が滞り、発行会社としては本業が立ち行かなくなり得ると思われれます。そのリスクを考慮すれば、本第三者割当によって発行会社の既存株主の持株比率において著しい希薄化が生じるものの、かかる希薄化を上回る利益が既存株主にもたらされるものと思料します。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会決議において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単体)

(単位：千円)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
事業収益	93,773	64,727	7,949
営業利益	△785,903	△899,894	△928,626
経常利益	△658,864	△751,609	△835,200
当期純利益	△646,603	△753,048	△836,624
1株当たり当期純利益(円)	△48.83	△55.61	△58.22
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	183.27	156.54	102.95

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年9月30日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	16,097,284株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	1,854,202株	11.5%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
----------------------------	---	---

（注）上記潜在株式数は、既存新株予約権等及び当社のストックオプション制度に係る潜在株式数であります。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	775 円	708 円	658 円
高 値	812 円	891 円	1,109 円
安 値	525 円	284 円	459 円
終 値	698 円	665 円	479 円

（注）2020年3月期の株価については、2020年1月9日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月
始 値	622 円	617 円	615 円	592 円	532 円	486 円
高 値	693 円	633 円	684 円	598 円	557 円	487 円
安 値	566 円	579 円	584 円	470 円	470 円	459 円
終 値	615 円	611 円	590 円	524 円	491 円	479 円

（注）1. 2020年1月の株価については、2020年1月9日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2020年1月9日現在
始 値	468 円
高 値	480 円
安 値	466 円
終 値	479 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による行使価額修正条項付き第12回新株予約権の発行

割 当 日	2017年6月26日
発 行 新 株 予 約 権 数	10,000 個
発 行 価 額	新株予約権1個当たり310円（総額3,100,000円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	676,600,000 円

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割 当 先	大和証券株式会社
募集時における発行済株式数	13,309,600株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：1,000,000株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,000,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：1,000,000株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	593,615,260円
発行時における当初の資金使途	①RBM-007の治験計画届出準備費用 ②RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費用
発行時における支出予定時期	①2017年7月～2018年9月 ②2018年4月～2020年9月
発行時における当初の具体的な 資金使途の充当予定額	①258,750千円 ②417,850千円
現時点における充当状況	①RBM-007の治験計画届出準備費用として当初258,750千円を予定しておりましたがGLP適合非臨床安全性・毒性試験のための費用が当初計画を上回ったため、RBM-007の治験計画届出準備費用として259,747千円を充当しており、今後107,244千円を充当予定(その他経費を含む)です。 ②RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費用として226,624千円を充当しております。

・第三者割当による行使価額修正条項付き第13回新株予約権の発行

割 当 日	2017年6月26日
発行新株予約権数	10,000個
発行価額	新株予約権1個当たり180円(総額1,800,000円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	673,500,000円
割 当 先	大和証券株式会社
募集時における発行済株式数	13,309,600株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：1,000,000株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,000,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：0株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	0円
発行時における当初の資金使途	RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費用
発行時における支出予定時期	2018年9月～2022年3月
発行時における当初の具体的な	675,300千円

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

資金使途の充当予定額	
現時点における充当状況	未行使のため充当しておりません（現在は取得・消却済み）

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2018年6月13日
調 達 資 金 の 額	1,000,000,000円
転 換 価 額	612円
募集時における発行済株式数	14,381,900株
割 当 先	ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 (725,000,000円) THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合 (275,000,000円)
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：1,633,986株
現時点における転換状況 (行 使 状 況)	1,307,184株
発行時における当初の資金使途	①RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費用 (第1/2a 相試験実施費用の一部、第2b 相試験実施費用) ②RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用 及び臨床開発費用（第1相試験実施費用の一部及び第2a 相試験 実施のための原薬製造費用の一部） ③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開
発行時における支出予定時期	①（第1/2a 相試験実施費用の一部）2018年6月～2019年12 月、（第2b 相試験実施費用）2019年6月～2021年12月 ②2018年7月～2021年3月 ③2018年6月～2021年12月
発行時における当初の具体的な 資金使途の充当予定額	①1,369.8百万円 ②431.8百万円 ③180百万円
現時点における充当状況	①加齢黄斑変性症を第1/2a 相試験実施費用については 99.8 百万円を予定しておりましたが、当初想定額を下回ったため本 調達資金は本試験に充当しておりません。第2b 相試験実施費 用については 68,806 千円を充当しており、今後 684,369 千円 を充当予定です。 ②軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用について は 150,000 千円を予定しておりましたが、小児を対象とした試 験のため治験計画届出準備を入念に実施したことにより 193,908 千円を充当しており、臨床開発費用には充当しており ません。 ③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開につい ては 67,365 千円を充当しております。

・第三者割当による第14回新株予約権の発行

割 当 日	2018年6月13日
発 行 新 株 予 約 権 数	16,340個

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行価額	新株予約権 1 個当たり 100 円 (総額 1,634,000 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,000,008,000 円
割当先	ウィズ・ヘルスケア日本 2.0 投資事業有限責任組合 (11,776 個) THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合 (4,564 個)
募集時における発行済株式数	14,381,900 株
当該募集による潜在株式数	1,634,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 : 372,700 株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	228,134,075 円
発行時における当初の資金使途	①RBM-007 の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費用 (第 1 / 2 a 相試験実施費用の一部、第 2 b 相試験実施費用) ②RBM-007 の軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用 及び臨床開発費用 (第 1 相試験実施費用の一部及び第 2 a 相試験実施のための原薬製造費用の一部) ③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開
発行時における支出予定時期	① (第 1 / 2 a 相試験実施費用の一部) 2018 年 6 月～2019 年 12 月、 (第 2 b 相試験実施費用) 2019 年 6 月～2021 年 12 月 ②2018 年 7 月～2021 年 3 月 ③2018 年 6 月～2021 年 12 月
発行時における当初の具体的な資金使途の充当予定額	①1,369.8 百万円 ②431.8 百万円 ③180 百万円
現時点における充当状況	①加齢黄斑変性症を第 1 / 2 a 相試験実施費用については 99.8 百万円を予定しておりましたが、当初想定額を下回ったため本調達資金は本試験に充当しておりません。第 2 b 相試験実施費用については 68,806 千円を充当しており、今後 684,369 千円を充当予定です。 ②軟骨無形成症を対象とした治験計画届出準備費用については 150,000 千円を予定しておりましたが、小児を対象とした試験のため治験計画届出準備を入念に実施したことにより 193,908 千円を充当しており、臨床開発費用には充当しておりません。 ③次世代型「RiboART システム」の開発と新規事業展開については 67,365 千円を充当しております。

以上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社リボミック
第 15 回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社リボミック第 15 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 17,700,000 円
3. 申込期間 2020 年 1 月 27 日
4. 割当日及び払込期日 2020 年 1 月 27 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社 (以下「割当先」という。) に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 11,800,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数 (以下「交付株式数」という。) は、100 株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(1)号に定義する。) が調整される場合 (第 11 項第(5)号に従って下限行使価額 (第 10 項第(2)号に定義する。) のみが調整される場合を含む。) は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする (なお、第 11 項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。))。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 118,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 150 円（本新株予約権の目的である普通株式 1 株当たり 1.50 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初 479 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前の VWAP のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の VWAP の 92% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 「下限行使価額」は、240 円（ただし、第 11 項の規定を準用して調整される。）とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

権付社債に付されたものを含む。) その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出す

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

るものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

き（ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。）。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみ調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。）、調整後行使価額（下限行使価額を含む。）及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2020年1月28日から2023年1月27日（ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関（第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 払込取扱場所
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
20. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ンを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、さらに割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について、一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を算定結果と同額の150円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、2020年1月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。